

令和8年度むつ市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

令和8年6月1日
むつ市告示第163号

(目的)

第1条 この要綱は、市の区域内に存する木造住宅の所有者又は居住者に対し予算の範囲内において、当該住宅について耐震診断員を派遣して耐震診断を行うことにより、地震に対する安全性に関する意識の啓発及び木造住宅の耐震改修の促進を図り、災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価すること（2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートによる。）をいう。
- (2) 耐震診断員 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (3) 所有者 市の区域内に存する木造住宅を所有する者をいう。
- (4) 居住者 市に住民登録をし、市の区域内に存する木造住宅に現に居住している者で、前号に規定する所有者の2親等以内の親族であるものをいう。
- (5) 派遣対象者 次条に規定する対象住宅の所有者又は居住者で、第5条第1項の規定による耐震診断員の派遣の決定を受けたものをいう。

(対象住宅等)

第3条 耐震診断員の派遣の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市の区域内に存し、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に着工し、建築された住宅で、同年6月1日以降建築されていないもの
- (2) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。）で、地上階数が2以下のものであること。
- (3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (4) 延べ床面積が原則として200平方メートル以下であること。ただし、

200平方メートルを超える場合であっても、400平方メートルを上限とし、派遣対象者の負担により対応することができる。

- (5) 所有者及び居住者が現に居住の用に供していること。
- (6) 所有者及び居住者が市税等を滞納していないこと。
- (7) 所有者及び居住者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (8) 過去にこの要綱に基づく補助の対象となった耐震診断を受けていないこと。

（派遣の申込み）

第4条 この要綱に基づく耐震診断員の派遣を希望する対象住宅の所有者又は居住者は、構造的に独立した棟ごとに、むつ市木造住宅耐震診断員派遣申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込むものとする。

- (1) 建築時期が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項若しくは法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し又は法第7条第5項若しくは法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
 - イ 登記簿謄本の写し又は登記事項証明書の写し
 - ウ その他平成12年5月31日以前に建築されたことが確認できるもの
- (2) 案内図及び各階平面図（建築確認申請図面等があればその写し）
- (3) 2面以上の外観写真
- (4) 所有者及び居住者全員の市税等に関する証明願（様式第2号）
- (5) 増改築等がなされた際に昭和56年5月31日以前に建築された部分が既存不適格建築物の増改築等に係る緩和措置を受けていることが確認できるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（派遣の決定）

第5条 市長は、前条の申込みの内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、むつ市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知の内容を変更する必要があるときは、当該通知の内容を変更することができる。
- 3 市長は、審査の結果、耐震診断員を派遣しないことを決定したときは、むつ市木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書（様式第4号）により当該申込者に通知す

るものとする。

(派遣の辞退)

第6条 派遣対象者は、耐震診断員の派遣の決定（以下「派遣の決定」という。）を受けた後において、耐震診断員の派遣を辞退するときは、速やかにむつ市木造住宅耐震診断員派遣辞退届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条に規定する派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により派遣の決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、理由を付して、むつ市木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書（様式第6号）により、当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣費用)

第8条 耐震診断員の派遣に要する費用（以下「派遣費用」という。）は別表に定める額とし、市長は消費税及び地方消費税相当額を含め172,000円を負担し、派遣対象者は別表の派遣対象者負担額を負担するものとする。

2 派遣対象者は、第5条第1項の通知書を受領後、派遣対象者負担額を通知書に記載する納付期限までに市長に支払うものとする。

(業務の委託)

第9条 市長は、耐震診断の実施に関する業務（以下「業務」という。）の一部を委託することができる。

2 業務を委託できる事業者は、耐震診断員を有する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく登録をした建築士事務所又は同法第27条の2の規定に基づく建築関係公益法人である指定法人とする。

(診断結果の通知)

第10条 市長は、耐震診断の結果をむつ市木造住宅耐震診断結果通知書（様式第7号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

(指導及び助言)

第11条 市長は、派遣対象者に対して、耐震診断の結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な情報の提供、指導及び助言を行うことができる。

(耐震診断員等の責務)

第12条 耐震診断員その他業務を行う者（以下「耐震診断員等」という。）は、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 業務の実施に関し、派遣対象者から金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対して、不必要な診断、設計又は工事を勧めること。
- (3) 業務を他の者に委託し、又は請け負わせること。
- (4) その他耐震診断員等としてふさわしくない行為を行うこと。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月8日から施行する。